

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和8年5月22日（令和8年（行情）諮問第682号）

答申日：令和8年7月10日（令和8年度（行情）答申第360号）

事件名：「日中首脳会談」の対外想定問答に該当する文書の開示決定に関する
件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年12月18日付け情報公開第02589号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和7年11月18日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、1件の文書（本件対象文書）を特定し、開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和7年12月22日付けで、「特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。」旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の2に記載の文書である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「審査請求人は確認する手段を持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める」旨主張している（原文マ

マ)。本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分で特定した文書以外の本件対象文書（原文ママ）について改めて探索したが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年7月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求については、開示請求書の「「日中首脳会談」（2025年10月31日）の対外想定問答に該当するもの全て」との記載から、令和7年10月31日に行われた日中首脳会談に関する質問に対して説明する趣旨で作成された文書の開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 開示請求受付日の同年11月18日までに、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書は作成していない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

- (2) 上記(1)ア及びイの諮問庁の説明が不自然・不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記(1)ウの探索の範囲等も不十分であるとはいえず、更に審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有していると

は認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「日中首脳会談」（２０２５年１０月３１日）の対外想定問答に該当するもの全て。【裏面をご参照下さい】

2 本件対象文書

【対外発信・応答要領】日中首脳会談（２０２５年１０月３１日）